

平成 30 年度（2018 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

私 法

C 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 3 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

## 平成 30 年度（2018 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私	法
------	---	---

※ 問題 1 と問題 2 の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題 1 次の事例を読んで、【問い】に解答せよ。

AはBに対し、金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権（以下「本件債権」という。）を有しているが、Aは資金繰りのため、平成29年4月1日、本件債権をXに譲渡した。しかしBに対し、本件債権をXに譲渡した旨を通知せず、譲受人であるXは早くBに対して債権譲渡の事実を通知するよう申し向けたものの、それでも一向に通知しなかった。そこで、XはAの自宅におもむき、Aに対し、なぜ通知しないんだと詰め寄ったところ、Aは、同年5月1日、Bに対し、しぶしぶ本件債権の譲渡通知を同日を確定日付とする内容証明郵便にて郵送した。

郵送から7日後、Xは、Bに対し、本件債権に基づき金銭の返済を求めたところ、Bから、「AからXへの債権譲渡に関する通知が到着した同日（同年5月3日）に、AからYに対して債権譲渡した旨記載した内容証明郵便が届いた。確定日付は（平成29年）4月30日であった。なので、Yに全額返済した、Xに対して返済する必要はない。」といった話を聞かされた。

この話を聞いて驚いたXはAに詰め寄ったところ、確かに平成29年4月30日にYにも本件債権を譲渡しており、同じく内容証明郵便にてBに対して平成29年4月30日確定日付にて本件債権の譲渡通知を郵送したとのことであった。

### 【問1】

Xは、Bに対し、貸金返還を請求することができるか、また、BのYに対する弁済は有効か、最高裁判例の立場をふまえて論じなさい。

### 【問2】

Xは、Yに対し、金員の支払を求めることができるか、論じなさい。

問題2 つぎの事例を読んで、あとの【問い】に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」とする。）は、取締役会設置会社であり監査役設置会社である。甲社の取締役はA・B・Cの3名であり、Aのみが代表取締役である。甲社の株主はA・B・D・Eの4名であり、それぞれ1000株ずつ甲社株式を保有している。

甲社の定款には、株主総会における議決権行使の代理人の資格を甲社株主に限る旨の定めがあるが、株主総会の決議要件に関する定めはない。

Cは病気になり取締役の職務を遂行することができなくなったので、平成29年7月10日に取締役を辞任した。

Aは、Cの後任をすみやかに選任するために、株主全員に集まってもらうことにした。そして、同月11日、Aは、株主全員に直接電話で連絡し、「Cの後任取締役としてFを選任することを審議する株主総会を開催したいので、明日、甲社の本店会議室に来てほしい。」旨を伝えた。同月12日、甲社の本店会議室には、A・B・Dが集まったが、Eは姿を見せなかった。しかし、Dは、Eが作成したDを代理人とする議決権代理行使のための委任状を持参しており、「本日Eは出席できないため、議決権の代理行使を委任された。なお、Fを取締役として選任することについて異論はないとEは言っていた。」と発言した（Dのこの発言内容は真実であるものとする。）。

そこで、Aは、すぐに株主総会を開催することとし、Fを取締役として選任する議案（以下「本件議案」とする。）について、審議が行われた。その結果、A・D・E（Eの議決権はDが代理人として行使した。）の賛成により、本件議案は可決された。なお、Bは、本件議案について審議するため、すぐに株主総会を開催することには同意したが、本件議案には反対した。

**【問い】**

本件議案を可決した株主総会決議の効力について、最高裁判例の立場をふまえて論じなさい。